

令和5年度第7回 京都地方最低賃金審議会

議事録

令和5年12月6日（水）

午前10時00分～午前10時30分

京都労働局6階会議室

京 都 労 働 局

京都地方最低賃金審議会

京都労働局

令和5年度 第7回 京都地方最低賃金審議会

令和5年12月6日(水) 午前10時00分～午前10時30分

京都労働局 6階会議室

●労側委員、■使側委員、○公益委員、事務局

(開始)

○清水賃金室長

これから第7回京都地方最低賃金審議会の開催となりますが、事務局から報告致します。本日の会議は公開としており、本日は2名の傍聴者の出席があります。

本日の資料配布ですが、議事次第と資料No.1からNo.4を机上に配布しています。また、後で説明させていただきますが、第8回の異議審の案内文も机上配布しています。過不足はないでしょうか。

●■○各側委員

(発言等なし。)

○清水賃金室長

では会長、開会をお願いいたします。

○岩永会長

ただいまから第7回京都地方最低賃金審議会を開催します。

本日の出席状況の報告をお願いいたします。

○清水賃金室長

報告します。

公益代表委員4名、労働者代表委員4名、使用者代表委員2名、合計10名の出席により、本審議会は有効に成立していることを報告します。

○岩永会長

本審議会が成立していることを確認いたしました。

議事に入る前に、本日の議事録署名人を決めたいと思います。労使各側どなたかお願いできますでしょうか。

労働者側は、松山委員にお願いいたします。

使用者側は、石垣委員にお願いいたします。

それでは議事の一つ目に入りたいと思います。京都府特定（産業別）最低賃金の専門部会報告についてでございます。

特定最低賃金については、さる9月19日の本審議会での労働局長の諮問を受けた後、2つある専門部会においてご審議いただきました。労使双方が、お互いの立場の尊重と労使合意を目指した審議を行っていただいたと思います。

その結果、今年度は、2部会において、電気機械器具製造業最低賃金が4回、輸送用機械器具製造業最低賃金が3回の専門部会を開催して結審しました。

本日は、各専門部会からのご報告をいただき、本審として審議をしたいと思っております。

最初に、事務局から、全般の状況について説明をお願いいたします。

○清水賃金室長

説明いたします。

まず資料No.2、2ページの「京都府特定（産業別）最低賃金専門部会採決一覧」をご覧ください。

上段の電気機械器具製造業専門部会が使用者代表委員反対、下段の輸送用機械器具専門部会が全会一致により結審しております。

改定額は、電気が39円の引上げで時間額1,025円、輸送用は35円の引上げで時間額1,028円となっています。

以上が全般の状況です。

○岩永会長

ありがとうございます。

それでは、各部会から審議の経過、結論についてご報告をお願いしたいと思います。

最初に、電気機械器具製造業専門部会の報告についてですが、部会長の上田臨時委員、部会長代理の石田臨時委員が不在のため、事務局からお願いいたします。

○清水賃金室長

京都府電気機械器具製造業最低賃金専門部会の審議経過とその結果につきまして、部会長に代わり、事務局よりご報告いたします。

当部会の改正決定に関する報告書は、資料No.3、3ページのとおりでございます。

ますのでご参照ください。

専門部会は4回開催され、1回目が11月8日、2回目が11月14日、3回目が11月29日、4回目が12月5日に開催されました。

第1回専門部会においては、労働者側から考慮したい要素として、「電気機械器具製造業は主要産業であり、人手不足、グローバル競争の中で技術革新やスキルアップに励み、優秀な人材の確保のため、特定最低賃金の引き上げは不可欠である。」などの説明やご意見がありました。

使用者側からは、「賃上げが中小企業にとって大きい金額になっており、これではもたない。周辺地域とのバランス、安定した雇用ができる範囲での引き上げで考えていきたい。」などの説明やご意見がありました。

第2回専門部会では、電気機械器具製造業の経済状況や他府県の審議状況などを参考にしつつ審議を進めました。労使双方から具体的な金額の提示をいただき審議を行いましたが、結審に至りませんでした。

第3回専門部会では、労使での特定最低賃金に対する認識のずれ、これは、労働者側は特定最低賃金の優位性、使用者側は元々高めの特定最低賃金と大きく上がってきている地域別最低賃金との金額の差の是正を求めるという、そういった認識のずれを調整するため、労使の認識のすり合わせのための話し合いや金額審議が行われました。しかし、労使合意には至りませんでしたので、第4回専門部会では労使合意による結審を目指す但最终的には公益案を出さざるを得ないこともある旨、労使双方に説明して閉会しました。

第4回専門部会では、金額審議を行いましたが最終的には労使合意に至らず、公益案として、現行の最低賃金額を39円引上げて最低賃金額を1,025円にするという内容で採決を行い、賛成5名、反対2名の使用者側反対により公益案が可決されました。

この公益案につきましては、日本経済の状況、あと賃上げを図る政策から39円という額を提示させていただきました。労働者側は40円引き上げ、使用者側は34円引き上げでありましたけれど、そういった賃上げを図る政策など勘案して、39円というところです。

あと参考にしたのが、全国のBランクの平均が39.7円ということで、この39円が限りなく平均に近いということと、パートタイム労働者の影響率が1,021円から1,025円は同じということがあり、39円で公益案を出させていただいたということです。

最後に、委員全員で改めて内容を確認し、専門部会の報告書を取りまとめ結審いたしました。

関係委員の皆様にご改めて感謝申し上げます。電気機械器具製造業の部会報告とさせていただきます。

(事務局から会長へ、報告文を手交)

○岩永会長

続きまして、輸送用機械器具製造業専門部会の報告について、部会長の守屋臨時委員が不在のため、河原部会長代理からお願いいたします。

○河原部会長代理

ご報告させていただきます。

京都府輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会の審議経過とその結果につきまして、部会長に代わりましてご報告いたします。

当部会の改正決定に関する報告書は、資料 No. 4、5 ページのとおりですのでご参照願います。

専門部会は、1 回目が 11 月 7 日、2 回目が 11 月 13 日、3 回目が 11 月 17 日に開催されました。

第 1 回専門部会では、労働者側から考慮したい要素として、「①産業の優位性を確保したい。②若年層の確保及び技能伝承が必要。③メルクマールは兵庫県。人が流れないように、兵庫県から引き離されないようにしたい。」などの説明やご意見がありました。

使用者側からは考慮したい要素として、「①輸出があるので良く見えるが、実際は、景気はそれほどよくはない。電気代や経費が上がり、経常利益や純利益は上がっていない。②各都道府県、改正金額の上り幅にはバラつきがある。」などの意見やご説明がありました。

第 2 回専門部会では、輸送用機械器具製造業の経済状況や他府県の審議状況などを参考にしつつ審議を進めました。労使双方から具体的な金額の提示をいただき審議を行いました。結審には至りませんでした。

第 3 回専門部会では、これまでの議論を踏まえて金額審議を進め、最終的に労使双方に歩み寄りをしていただき、現行の最低賃金額を 35 円引上げて最低賃金額 1,028 円にするという内容で意見の一致を見ることができました。

最後に、委員全員で改めて内容を確認し、専門部会の報告書を取りまとめ、結審いたしました。

関係委員の皆様へ改めて感謝申し上げます。輸送用機械器具製造業の部会報告とさせていただきます。以上です。

(部会長代理から会長へ、報告文を手交)

○岩永会長

精力的なご審議の末、結審の上、部会長報告をまとめていただいて、ありがとうございました。

ただ今の報告につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

●■○各側委員

(質問等なし。)

○岩永会長

よろしいでしょうか。

それでは、答申としてまとめたいと思います。

これまでの慣例では、専門部会において労使合意による全会一致、いわゆるシロマル、により結審した特定最賃については、一括して採決しておりました。

しかし、今年度は労使合意による全会一致と使用者代表委員反対により専門部会が結審していますので、ここでは、電気機械器具製造業最低賃金と輸送用機械器具製造業最低賃金それぞれ別々に採決したいと思います。よろしいでしょうか。

●■○各側委員

(異議等なし。)

○岩永会長

ただいま報告のありました、2つの専門部会で、それぞれの部会報告をもって審議会の答申内容とすることについて、部会ごとに採決をとります。

まずは、最初にご報告いただいた電気機械器具製造業最低賃金専門部会について、部会報告をもって審議会の答申の内容とすることについてお諮りいたします。

この部会報告をもって審議会の答申の内容とすることに賛成の方、挙手をお願いいたします。

反対の方、挙手をお願いいたします。

採決の結果、賛成7名、反対2名ですので、電気機械器具製造業最低賃金専門部会報告の内容をもって、労働局長あてに答申することにいたします。

次に、輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会について、部会報告をもって審議会の答申内容とすることについてお諮りいたします。

賛成の方、挙手をお願いいたします。

採決の結果、9名全員が賛成ですので、輸送用機械器具製造業最低賃金専門部

会報告の内容をもって、労働局長あてに答申することにいたします。

事務局で答申文（案）を作成・配布していただきますので、しばらくお待ちください。

（答申文（案）を作成・配布）

○岩永会長

それでは、以上2業種の特定最低賃金の改正決定について、審議会として各専門部会長報告どおりに改正決定をする旨の答申をしたいと思えます。

事務局から答申文案の説明をお願いいたします。

○清水賃金室長

はい、説明いたします。この答申文案ですが、基本的には専門部会の案と一致しております。日程等の形式的な部分を読み上げさせていただきます。

京賃審発第27号

令和5年12月6日

京都労働局長 赤松 俊彦 殿

京都地方最低賃金審議会 会長 岩永 昌晃

令和5年度 京都府特定（産業別）最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年9月19日付け京労発基0919第3号をもって貴職から諮問のあった下記最低賃金にかかる標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙1及び別紙2のと通りの結論に達したので答申する。

この記の一つ目が電気機械器具製造業最低賃金、二つ目が輸送用機械器具製造業最低賃金のごとでございまして、別紙1には電気機械器具最低賃金、別紙2には輸送用機械器具製造業最低賃金にかかることが記載されており、本日の資料No.3と資料No.4の各部会報告書の別紙の内容と同一のものとなっております。

答申文案の説明は以上です。

○岩永会長

この文書の内容をもって労働局長への答申としてよろしいでしょうか。

●■○各側委員

（異議等なし。）

○岩永会長

では、お手元の文書の「案」を取っていただきますようお願いいたします。
それでは、正式な答申文をいただけますでしょうか。

(会長から局長へ答申文の手交)

○清水賃金室長

それでは、労働局長からご挨拶を申し上げます。局長よろしくようお願いいたします。

○赤松京都労働局長

一言ご挨拶申し上げます。

9月19日に特定最賃に関して諮問をさせていただきました。それから2か月余り、大変難しいご審議をいただいたと思っておりますが、真摯に議論を重ねていただきまして、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

2つの業種について、答申をいただきました。これからまだ手続きが残っておりますけれども、円滑な発効に向けまして、事務局として努力してまいります。

また、公益の先生方の後ろに作品を掲示してございますが、京都の最低賃金ポスターデザインコンテストを実施しまして、近々最優秀作品を決定いたします。京都地方の最低賃金1,008円と、本日答申いただきました内容が決まればその特定最賃についても、併せて府内各所で掲示してまいりたいと思っております。積極的な周知に努めてまいります。

簡単ではございますが、ご答申いただきまして誠にありがとうございました。お礼を申し上げます。

○岩永会長

答申を終えたところで、労使各側から本年度の審議について、総括のご発言等があればお願いいたします。

●七里委員

2か月間にわたります特賃の審議、公労使で真摯に論議していただきまして、合意または一部合意に至ったことは、大変感謝申し上げます。

これがそれぞれの分野で働く労働者に反映され、それがやりがい、働きにつながることを祈念して、お礼に代えたいと思っております。以上です。

ありがとうございました。

○岩永会長

使用者側の方、ご発言ございますでしょうか。

■石垣委員

今年度、時間的にも非常に長いスパンの中で、それぞれ審議を重ねてきました。お互いそれぞれの立場の中で抱えているものもありますし、そういったものを双方が理解しながら議論を進めてくれたことについては、それ相応の時間も必要であったというふうに認識しております。

そのあたり、真摯にいろいろと議論をすすめていただいたことは、非常に感謝申し上げたいと思います。先生方にも、いろいろとご負担をかけたところもあると思います。あらためてお礼を申し上げたいと思います。

ただ最終的に、輸送用機械については全会合意という形で迎えられたという部分もあるのですが、電子、デバイスにつきましては、なかなか溝が深まったまま詰まらなかったということで、そのあたりちょっと残念な部分もあります。

ですが、そこはそれぞれの立場のこともありますので、十分に尊重した中で、また引き続き意見交換しながら進めていきたいと思っています。

改めまして、お礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○岩永会長

改めて特定最低賃金専門部会の委員の皆さまにおかれましては、大変長い時間をかけてご議論いただき、報告をまとめていただきまして、ありがとうございました。

事務局から今後の日程などについて説明をお願いいたします。

○清水賃金室長

本日答申をいただきました2つの特定最低賃金につきましては、本日中に公示し、併せて答申に対する異議の申出の公示を行うこととしております。

異議の申出につきましては、期限が12月21日（木）となります。

12月21日までに異議の申出がなければ、公示内容で決定し、官報公示を経て発効することになります。官報公示予定は1月5日、発効日は2月4日の見込みです。

もし、12月21日までに異議申出があれば、その取扱いをご審議いただく審議会、異議審を開催することになります。

異議審の日程につきましては、ご案内を入れているとおり、12月22日（金）午前10時から、京都労働局で開催することを予定しています。

異議の有無につきましては、委員の皆様には事務局から適宜ご連絡します。最

終的には、当日である12月22日の朝にご連絡します。

異議審がなければ、本年度予定されている本審議会は本日にて終了することになります。

その他、連絡事項になりますが、日本標準産業分類が改定され、令和6年4月1日付で施行することとなりました。

この改定では各種商品小売業最低賃金が影響を受けまして、来年度の改正の申出などについて、追って厚生労働省の担当部署から指示がある予定です。

これを踏まえて、今後の意向表明や申出などがありますので、特定最低賃金制度のあり方を含めて、今年度中に全員協議会を開催したいと考えています。

その際、日程調整のご連絡をさせていただきますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○岩永会長

日程そして最後にご説明していただいたことも含め、何かご質問などございますでしょうか。

●■○各側委員

(質問等なし。)

○岩永会長

よろしいでしょうか。

本日の審議会はこれで終了したいと思います。議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

(終了)

上記のとおり相違ないことを認める。

京都地方最低賃金審議会

会 長



労働者代表委員



使用者代表委員

